

# 下水道使用料

排水設備工事が完了し、公共下水道を使用されますと下水道使用料をお支払いいただくこととなります。みなさまからいただいた下水道使用料は、処理場やポンプ場、下水道管などの下水道施設の維持管理などに充てられます。

## 下水道使用料のお支払い

- 葉山町は神奈川県企業庁と協力して「上下水道料金一括納付制度」を実施しています。
- 「下水道使用料」は「水道料金」と併せて「上下水道料金」として神奈川県企業庁が一括して請求させていただくこととなります。

お支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

## 下水道使用料の計算方法

- **下水道使用料は、2ヶ月あたりの排水量をもとに計算されます。**
  - 排水量は、水道水を使用している場合は、その使用水量となります。
  - 通常2ヶ月ごとに行われる水道の検針水量を排水量として、下記「下水道使用料料金表」により計算します。
  - 排水量16m<sup>3</sup>までの「基本料金」と、17m<sup>3</sup>以上の排水量を段階別に計算した「超過料金」を合計し、消費税相当額を加算した金額が下水道使用料となります。
  - 水道水以外を使用している場合は、計算方法が異なります。下水道課へお問い合わせください。
- **下水道使用料料金表（2ヶ月あたり）** （この表には、消費税相当額を含みません。）

基本料金		超過料金 (1m <sup>3</sup> あたり)	
排水量	料金	排水量	料金
0m <sup>3</sup> ~ 16m <sup>3</sup>	1280円	17m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	100円
		31m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>	140円
		41m <sup>3</sup> ~ 60m <sup>3</sup>	170円
		61m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	210円
		101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	250円
		201m <sup>3</sup> ~ 400m <sup>3</sup>	290円
		401m <sup>3</sup> ~ 600m <sup>3</sup>	330円
		601m <sup>3</sup> ~ 1000m <sup>3</sup>	340円
		1001m <sup>3</sup> ~ 2000m <sup>3</sup>	350円
2001m <sup>3</sup> ~	360円		

※計算例：2ヶ月分の排水量が「49m<sup>3</sup>」の場合、次のように計算されます。

16m <sup>3</sup> まで	1,280円	基本料金分
17m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup> まで @100円×(30-16)	1,400円	超過料金分
31m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> まで @140円×(40-30)	1,400円	
41m <sup>3</sup> ~49m <sup>3</sup> まで @170円×(49-40)	1,530円	
	5,610円	小計
	561円	消費税(10%)
	6,171円	合計(下水道使用料)

## 下水道使用料早見表（2ヶ月あたり）

（この表には、消費税相当額「10%」を含みます。） （単位：円）

段階別排水量		よこの列												
		0㎡	1㎡	2㎡	3㎡	4㎡	5㎡	6㎡	7㎡	8㎡	9㎡			
た て の 行	0㎡	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
	10㎡	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,518	1,628	1,738		
	20㎡	1,848	1,958	2,068	2,178	2,288	2,398	2,508	2,618	2,618	2,728	2,838		
	30㎡	2,948	3,102	3,256	3,410	3,564	3,718	3,872	4,026	4,026	4,180	4,334		
	40㎡	4,488	4,675	4,862	5,049	5,236	5,423	5,610	5,797	5,797	5,984	6,171		
	50㎡	6,358	6,545	6,732	6,919	7,106	7,293	7,480	7,667	7,667	7,854	8,041		
	60㎡	8,228	8,459	8,690	8,921	9,152	9,383	9,614	9,845	9,845	10,076	10,307		
	70㎡	10,538	10,769	11,000	11,231	11,462	11,693	11,924	12,155	12,155	12,386	12,617		
	80㎡	12,848	13,079	13,310	13,541	13,772	14,003	14,234	14,465	14,465	14,696	14,927		
	90㎡	15,158	15,389	15,620	15,851	16,082	16,313	16,544	16,775	16,775	17,006	17,237		
	100㎡	17,468	17,743	18,018	18,293	18,568	18,843	19,118	19,393	19,393	19,668	19,943		
	110㎡	20,218	20,493	20,768	21,043	21,318	21,593	21,868	22,143	22,143	22,418	22,693		
	120㎡	22,968	23,243	23,518	23,793	24,068	24,343	24,618	24,893	24,893	25,168	25,443		
	130㎡	25,718	25,993	26,268	26,543	26,818	27,093	27,368	27,643	27,643	27,918	28,193		
	140㎡	28,468	28,743	29,018	29,293	29,568	29,843	30,118	30,393	30,393	30,668	30,943		
150㎡	31,218	31,493	31,768	32,043	32,318	32,593	32,868	33,143	33,143	33,418	33,693			

※ 早見表のみかた：2ヶ月分の排水量が49㎡の場合、次のように求めます。

- ① 排水量「49㎡」を、十の位の「40㎡」と一の位の「9㎡」に分けます。
- ② たての行は上から5列目の「40㎡」、よこの列は一番右の列の「9㎡」を参照します。
- ③ たての行「40㎡」とよこの列「9㎡」が交差する欄の「6, 171」円が下水道使用料です。

## 下水道使用料減免制度

- 下水道使用料には、基本料金などが減免になる減免制度があります。
- 減免の対象となるもので主なものは、次のとおりです。
  - 生活保護法の規定による扶助を受けている世帯。
  - 障害の程度が1級、2級または3級の身体障害者手帳を交付されている方がいる世帯。
  - 児童相談所または知的障害者更生相談所において「障害の程度が最重度（A1）、重度（A2）又は中度（B1）」と判断された方がいる世帯。
  - 障害等級が1級または2級の精神障害者保健福祉手帳を交付された方がいる世帯。
- 下水道使用料の減免を受ける場合は、下水道課へ「公共下水道使用料減免申請書」を提出してください。

水道料金の減免制度は、鎌倉水道営業所にお問い合わせください。

電話 0467-22-6200

FAX 0467-22-5367